

福岡看護大学 管理運営方針

福岡看護大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、次のとおり管理運営方針を定める。

【中期構想・事業計画・事業報告】

1. 本学が成長発展していくために進むべき中期的な方向性を示すため、中期構想を策定する。
2. 中期構想を実現するため、年度ごとに事業計画を策定する。また、事業計画に基づき実施した事業内容を明らかにし、検証・改善するため、年度ごとに事業報告書を作成する。
3. 中期構想及び事業計画の策定、事業報告書の取り纏めにあたっては、学長のもと各種事業の進捗状況並びに各種委員会及び所属教職員の意見等を踏まえることとし、法人（理事長）が総括する。

【大学の管理運営】

1. 学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する。
2. 本学の校務の執行は、関係法令及び学園諸規定等に従い適正に行う。
3. 法人は、医療・保健・福祉の総合学園として永続的に発展し、学問の進展と社会貢献に寄与するため、教育・研究・診療環境を整備し、経営並びに学長の選任に関して責任を負う。

【中・長期財政計画】

1. 本学が永続的に発展し、安定した財政基盤の確立を図りつつ、教育・研究の一層の活性化を進めていくため、中・長期財政計画を策定する。
2. 教育研究活動の維持・向上及び将来的な施設、設備等の更新のため、経常収支の均衡を図り、安定的な財政基盤を確保する。

【予算編成・予算執行】

1. 年度の事業計画を遂行するため、中・長期財政計画に基づき、予算編成の基本方針を策定する。
2. 予算は、予算基本方針に基づき編成する。また、予算編成にあたっては、理事会が決定する。
3. 予算執行は配当予算の範囲内で適正かつ効率的に執行する。

【事務組織の運営】

1. 事務局長は、理事長の命を受け、事務組織を統轄する。
2. 事務組織は、業務を円滑かつ効果的に行うため、専門性に配慮して適切に編制する。
3. 教育研究活動及び学生支援を強化するため、教員と職員の連携を推進する。

【職員の採用】

1. 大学の適正な運営に資するため、優秀で多様な人材を広く募集することを原則とし、適性・能力を基準とした公正な選考を行う。
2. 主体性、倫理観、問題解決能力、誠実性、実行力、協調性を重視するとともに、配属先に応じた専門性に留意する。
3. 年齢や性別のバランスに配慮し、将来を見据えた人事管理を行う。

【スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施】

1. 大学を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の能力及び資質を向上させることを目的とする。
2. 年度ごとに実施計画を策定し、適時、その内容・方法・効果等について検証を行い、改善を図る。
3. 幅広く知識及び技能を習得させるため、学外研修を実施するほか、自律的な能力開発に対する支援を推進する。

【大学運営の担保】

1. 大学運営の適切性を担保するため、独立監査人、監事及び内部監査室による監査を実施する。
2. 監査に際しては、三者で定期的に協議の場を設け監査計画の摺合せ、情報交換等を行う。